

日本専門医機構認定整形外科専門医更新基準

専門医は、適切な教育を受け、標準的な医療を提供し、患者から信頼される医師と定義されます。専門医制度では、専門医すべてが持つべき共通の能力と、各診療領域において備えるべき専門的診療能力とを明確にし、両者を公正に評価することを本旨としています。

専門医の更新では、診療に従事していることを示す勤務実態や診療実績の証明、知識・技能態度が適格であることを証明することが求められます。そこで、更新は以下のごとく、①勤務実態、②診療実績の証明、③更新単位の取得、④e ラーニングと e テスト、をもって行います。

なお地域医療確保の観点から、地域で活躍している現場の医療に、過剰な負担のないように日本専門医機構による「新整備指針における『専門医の更新』に関する補足説明」に沿った柔軟な専門医の更新を行います。

特別な理由（留学、妊娠、出産、育児、病気療養、介護、管理職、災害被災など）のために専門医の更新ができない場合の措置については、別途定めることにします（別添資料）。

以下に更新基準について記載します。これらの記載にしたがって、整形外科専門医資格更新は原則として WEB 申請といたします。ただし、この案については今後必要に応じて見直しする可能性があります。

① 勤務実態

勤務実態については、日本整形外科学会の会員専用サイト（以下 JOINTS）で、基本的な会員情報をもとに自動作成されます。変更があった場合には修正してください。なお、正しい登録が原則であり、申告が実態と一致しているか否かについて勤務実態を検証することがあります。

② 診療実績の証明

専門医としての診療実績、診療能力を証明する症例 100 例（JOANR：日本整形外科学会症例レジストリー登録手術症例、ならびに保存療法症例）を、JOINTS 症例一覧へ登録してください。JOANR 登録症例と JOINTS 症例一覧の合計が 100 例以上になることが必要です。症例一覧には 5 年間に診療した手術施行例あるいは保存療法施行例について記入してください。なお、正しい申告が原則であり、申告が実態と一致しているか否かについて診療実績

を検証することがあります。

③ 更新単位の取得

専門医資格更新に必要な単位の算定は以下に示す i)~iv) の 4 項目の合計で行い、これを資格更新のための基準とします。4 項目について 5 年間で取得すべき単位数を合計 50 単位と定めます。

項 目	取得単位
i) 診療実績の証明（上記②に該当）	最小 5 単位、最大 10 単位
ii) 専門医共通講習	最小 3～8 単位、最大 10 単位 （このうち 3～8 単位は必修講習）
iii) 整形外科領域講習	最小 20 単位
iv) 学術業績・診療以外の活動実績	最小 0 単位、最大 10 単位

i)診療実績の証明

最小 5 単位、最大 10 単位の更新単位として算定できます。指導実績もここに含めます。

ii)専門医共通講習

最小 3～8 単位、最大 10 単位の更新単位として算定できます。ただし、必修講習 A：医療安全、感染対策、医療倫理、必修講習 B：医療制度と法律、地域医療、医療福祉制度、医療経済（保険医療等）、両立支援をそれぞれ 1 単位以上含むこととします。すべての基本領域専門医が共通して受講する項目です。ただし、多様な地域における診療実績（最低 1 年間で医師が比較的少ない都道府県※で勤務することにより、指導医とともに専攻医の教育に当たると同時に診療を通じて幅広い経験を積み充実した生涯教育とする）が認定された場合は、必修講習 B：医療制度と法律、地域医療、医療福祉制度、医療経済（保険医療等）、両立支援が免除され、共通講習の必須単位は必修講習 A：医療安全、感染対策、医療倫理の最小 3 単位となります。ただしこれは必修講習 B の受講を免除するものであって、5 年間で取得すべき合計単位の 50 単位を軽減するものではありません。（学会認定専門医から機構認定専門医へ移行した専門医については、これまでの経験から多様な地域での勤務経験があるとみなします。）

講習は、専門研修施設群のいずれかの施設が開催するもの、または整形外科領域専門医委員会で審議し、機構によって認められた講習会とします（たとえば、学術集会や地方会における講習会、都道府県医師会が主催する講習会などですが、他の領域が主催する講習を受講しても、専門医共通講習については単位を算定できます）。原則として、都道府県医師会が主催する講習会は日本医師会で審査・認定されますので、地域医師会などが開催する講習会の取扱いは、日本医師会が発出する実施要綱に従ってください。専門研修施設群のいずれかの

施設ならびに関連する施設等が開催するものについては、原則として日本専門医機構で審査・認定を行います。詳細については、日本専門医機構による「共通講習の手引き」を参照してください。1 回の講習は 1 時間以上とし、1 時間の講習受講をもって 1 単位と算定します。e ラーニングについても、受講を証明できるならば単位として認めることができます。また、講習会講師については 1 時間講演するごとに 2 単位付与することができます。なお、営利団体が主催または共催するセミナー等は原則としてこれに含めないことにします。

※当該医師が専門研修を開始した時点における当該診療科の足下充足率が 0.8 以下の都道府県などが想定されます。（多様な地域での勤務経験は原則 1 回目の更新、特別な事情がある場合には 3 回目の更新までに経験すること）

iii) 整形外科領域講習

最小 20 単位の更新単位として算定できます。専門医が最新の知識や技能を身につけるために必要な講演等への参加を目的としています。また、講演会講師については 1 時間講演するごとに 2 単位付与することができます。なお、営利団体が主催または共催するセミナー等は原則としてこれに含めないことにします。（ただし、日本整形外科学会専門医・専攻医管理委員会で審議し、機構によって認められたものについてはこの限りではありません）。

iv) 学術業績・診療以外の活動実績

最大 10 単位の更新単位として算定できます（参照資料）

④ e ラーニングと e テスト

日本専門医機構の専門医更新基準により、専門医は常にその領域の最新の知識を有し診療を継続していることが必要であるとの方針から、各基本領域に専門医更新基準の改定を求めています。整形外科領域においても 2026 年度以降の専門医資格更新から e ラーニングと e テストを実施いたします。

専門医更新時（更新前年 11 月 1 日～更新当年 4 月末：更新手続き期間の 6 カ月間）に JOINTS を利用して 2 時間の e ラーニングとそれに関する e テストを受けていただきます。e テストは全問正解が更新の条件と定めます。

別添資料

I. 特別な理由（留学、妊娠、出産、育児、病気療養、介護、管理職、災害被災など）のために専門医の更新ができない場合の対応においては各専門医が事情に応じて以下の 2 つ(I-1 又は I-2)の方法のいずれかを選択することができる。

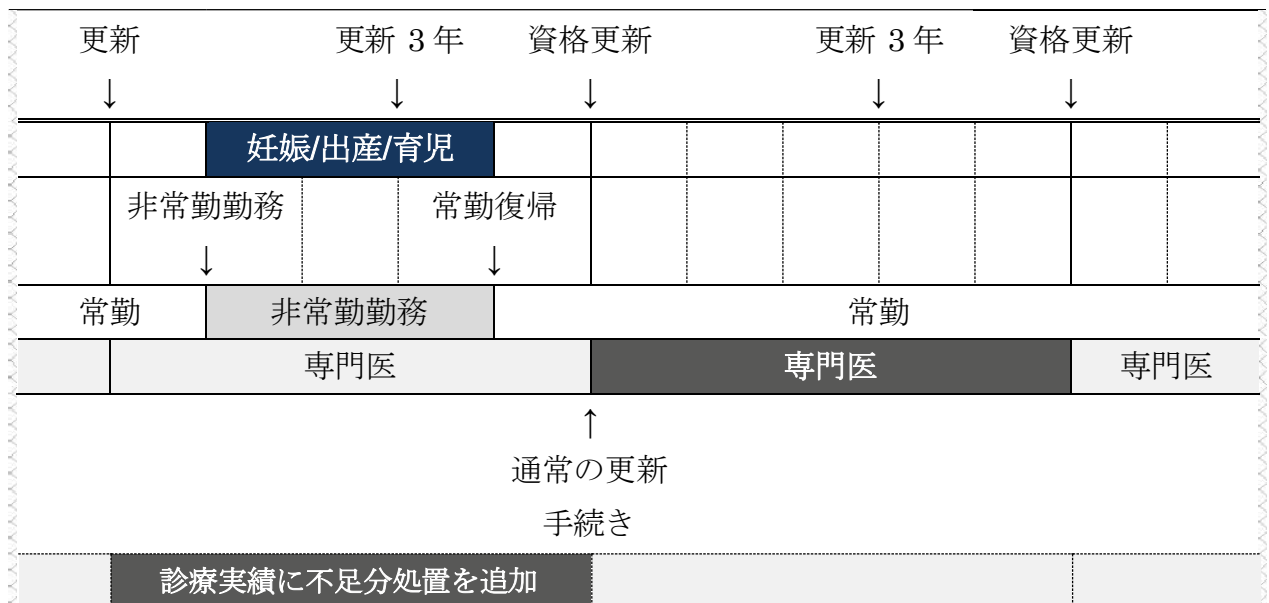
I-1. 専門医としての活動や自己学習が完全にできない期間があり、更新が困難になると予想される場合：活動休止申請書（開始、終了期日を記載）と理由書を提出し、領域専門医委員会と専門医認定・更新部門委員会の審査と承認を経て専門医活動の休止が認められる。なお、休止期間は専門医を呼称する事はできない。休止期間に上限はないが、2年を超えて延長を希望する場合には3年目から1年間の休止期間の延長願いを理由書と共に提出して、上記委員会の承認を受ける。専門医活動休止期間の満了や終了は上記委員会への申請と承認が必要である。

その後、専門医としての活動が再開できる。活動休止期間を除く前後の合計 5 年間に規定の 50 単位を取得して次の専門医資格を更新する。

資格更新	更新 2 年	更新 4 年	資格更新	更新 3 年	資格更新
↓	↓	↓	↓	↓	↓
		病気療養 ↓	軽快復職 ↓		
	専門医	活動休止	専門医	専門医	
		↑	↑		
		休止申請	休止終了		
	更新単位 a		単位 b	更新単位計 50 単位	

更新単位 a+b=50 単位

I-2. 専門医としての診療活動を定期的にできないが自己学習などが継続できる場合：専門医更新基準のうち、診療実績の基準を満たすことができないが、専門医共通講習、領域別講習および学術業績の更新基準を満たすことができる場合、次回更新時に領域専門医委員会と専門医認定・更新部門委員会に理由書を提出し、承認が得られれば、E-learning などにて領域の定める診療実績の不足分を補うことができる。なお、詳細に関しては現在検討中である。



II. 上記 I 以外の理由により規定更新単位を満たせなかった場合。

何らかの事情のため規定の更新単位を満たせず、専門医資格の更新ができなかった場合には、上記委員会に理由書を提出し、審査を受けなければならない。審査において、正当な理由があると認められた場合は失効後 1 年以内に更新基準をみたすことで専門医資格を復活することができる。(失効後復活までの期間は専門医ではない。)

過去に学会あるいは機構認定専門医であったが、何らかの理由で資格を失った場合、資格喪失の理由書を添えて資格回復の申請を行い、上記委員会で認められた場合は、5 年後に更新基準を満たすことにより資格を回復できる。

III. 下記の場合は領域専門医委員会で審査し、機構承認の上資格を剥奪することができる。

公序良俗に反する場合

正当な理由なく資格更新を行わなかった場合

(参照資料)

学術業績・診療以外の活動実績に算定できる単位

○教育的企画・学術集会等への参加（最大 6 単位）

日本整形外科学会 3 学会	3 単位
その他の整形外科関連学会	2 単位
日本医学会総会	3 単位
その他の研究会	1 単位
国際学会	2 単位

○業績発表

【学術発表】 整形外科に関する筆頭発表者、主たる共同演者（第 2 発表者）1 名	1 単位
【司会・座長】 整形外科に関する発表の司会・座長	1 単位
【学術誌・著書等における発表】	
日本整形外科学会雑誌掲載論文(和文英文誌)	筆頭 2 単位 連名 1 単位
PubMed 掲載論文	筆頭 2 単位 連名 1 単位
その他の学術雑誌等における整形外科関連論文	筆頭 2 単位 連名 1 単位

○その他

PubMed 掲載論文の査読	1 編につき	1 単位
日本整形外科学会雑誌の査読	1 編につき	1 単位
専門医試験問題作成や試験委員・監督など試験に関する業務	1 業務につき	1 単位

- ・ 教育的企画・学術集会等への参加に関しては、参加章等のコピーを JOINTS にご登録ください
- ・ 学術発表、司会・座長に関しては、証明できる抄録等のコピーを JOINTS にご登録ください
- ・ 論文に関しては、論文の最初の頁のコピー等掲載を証明できるものを JOINTS にご登録ください
- ・ 査読、試験に関する業務に関しては、それを証明できるものを JOINTS にご登録ください